

# 敬老事業の助成について

永年にわたり地域の発展に尽力された高齢者の長寿を祝う敬老事業に対し助成を行います。

## 助成対象の事業は？

9月1日～11月30日の間に実施する敬老会又は、友愛訪問のいずれかの事業が対象となります。

- ★敬老会とは…高齢者相互間又は、高齢者と他世代の者との懇談又は交流に関する事業
- ★友愛訪問とは…高齢者に敬愛の念を表し、又は醸成する事業

## 助成金の交付額は？（助成額の計算方法）

実施年度内に、8月1日時点で高梁市に住所を有し、次のいずれかに該当する方1名につき、助成金1回に限り助成します。

| 区分          | 助成金積算対象            | 助成金額   |
|-------------|--------------------|--------|
| 敬老会を開催した場合  | 満年齢75歳以上で敬老会に参加した方 | 1,500円 |
|             | 満年齢88歳を迎えられる方      | 1,500円 |
| 友愛訪問を実施した場合 | 満年齢75歳以上で友愛訪問を受けた方 | 500円   |
|             | 満年齢88歳を迎えられる方      | 1,000円 |

〈 例 〉

(1) 10月1日に町内会で敬老会を開催。満年齢75歳以上の方8名に参加の案内をしたが、当日は7名の出席だった。また、町内会に満年齢88歳の方が2名いた場合。

- ①75歳以上の出席者 7名×1,500円＝10,500円
- ②満年齢88歳の方 2名×1,500円＝3,000円

①＋②＝13,500円（交付額）

(2) 10月1日に町内会で友愛訪問を実施。満年齢75歳以上の方6名の自宅に訪問し、また、町内会に満年齢88歳の方が3名いた場合。

- ①75歳以上の方 6名×500円＝3,000円
- ②満年齢88歳の方 3名×1,000円＝3,000円

①＋②＝6,000円（交付額）

## ～申請手続きの流れ～

- ①「交付申請書」「事業計画書」「対象者の名簿」を提出してください。  
（申請書類等は社会福祉協議会及び各地域市民センターにあります）  
※交付申請額の8割を上限に助成金の概算払が可能です。希望される場合は、併せて「請求書」の提出が必要です。



- ②申請書類の受理後、実績報告に必要な書類を送付します。（概算払希望団体の指定口座に助成金を振り込みます。）



## 敬老事業を実施



- ③「事業実績報告書」「事業報告書」「出席者名簿」「開催時の写真2枚以上」「請求書」を提出してください。



- ④助成金確定通知の送付とともに、指定口座に助成金（精算分）を振り込みます。  
※助成金確定額が概算払額に達していない場合は、差額を返金させていただきます。



★この事業の一部に、皆様からご協力いただいた賛助会員会費を使用しています。

## ※留意事項※

- ①1町内会が最小範囲ですので、1町内会以上を1団体として実施してください。
- ②事業に対しての助成で、対象者個人に対しての助成ではありません。
- ③現金又は購入したものをそのまま贈呈するのみの事業は対象となりません。
- ④開催前に申請しなければ助成の対象になりません。
- ⑤施設入居者等は助成の対象になりません。



## 相談・お問い合わせ

詳しい事業内容、申請の手続きについては下記までお気軽にご相談ください。  
社会福祉法人高梁市社会福祉協議会

|       |         |      |         |      |         |
|-------|---------|------|---------|------|---------|
| 地域福祉課 | 22-7243 | 有漢支所 | 57-3218 | 成羽支所 | 42-2005 |
|       |         | 川上支所 | 48-9770 | 備中支所 | 45-3131 |